

議案第 5 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する
条例

(白岡市職員の分限に関する条例の一部改正)

第 1 条 白岡市職員の分限に関する条例（昭和 2 9 年白岡町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「禁錮^この刑」を「拘禁刑」に改める。

(白岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第 2 条 白岡市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年白岡町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第 3 条 白岡市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和 4 3 年白岡町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 白岡市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年白岡町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 5 条 白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 4 4 年白岡町条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 第 3 号及び第 4 号並びに第 6 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 3 項第 1 号中「禁錮^こ」を「拘禁刑」に改める。

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第 6 条 職員の給与に関する条例（昭和 4 7 年白岡町条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条の 5 第 3 号及び第 4 号並びに第 1 6 条の 6 第 1 項第 1 号及び

第 3 項第 1 号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部改正）

第 7 条 白岡市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成 28 年白岡市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項及び第 2 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第 2 条 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

第 3 条 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号。以下「刑法等一部改正法」という。）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この条において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この条において同じ。）又は旧刑法第 16 条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（白岡市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第 4 条 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第 68 号）並びにこの条例（以下これらを「刑法等一部改正法等」という。）の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた

者は、第4条の規定による改正後の白岡市長及び副市長の給与等に関する条例第6条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第5条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第5条の規定による改正後の白岡市教育委員会教育長の給与等に関する条例第6条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

（職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第6条 刑法等一部改正法等の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第6条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第16条の6第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第3項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

令和7年2月20日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。